

補正情報（最新情報）のお知らせ

この度は『2025年度版 コンサルティング力がアップするFP資格を活かす150の話題』をご購入いただき、誠にありがとうございます。

令和7年3月31日の令和7年度予算案可決を受けまして、本書に関する補正情報を以下のとおりお知らせしますので、該当箇所を読み替えていただけますようお願い申し上げます。

お手数をおかけしますが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

記

◆年収の壁（所得税の課税最低限）「123万円の壁」→「160万円の壁」へ

⇒テキスト関連ページ：iii（本書の特徴）、P.195、208、210～213

■ iii（～本書の特徴～より） 6行目

…新たに「160万円の壁」の登場です！

■ p 195 9～14行目

パート・アルバイトをしている主婦や学生などが該当しやすい、給与収入が162.5万円以下の給与所得控除額65万円は記憶しておきたい。この65万円と基礎控除額95万円を足し合わせると160万円になる。つまり、給与収入が160万円を超えると所得税が課せられるため、以前は、「103万円の壁」と呼ばれていたが、2025年度分以後は改正され「160万円の壁」となった。

■ p 208 図表中の最下段

基礎控除 最高 95万円（合計所得 132万円以下）

2025年1月から、基礎控除額が
95万円に引き上げられました！
(所得要件あり)

■ p 210 図表

新たに「160万円の壁」
となりました！

配偶者特別控除 年収（合計所得金額） 160万円（105万円）→160万円（95万円）
215.7万円（143万円）→201.6万円（133万円）

一番下のコメント

2025年1月から、「103万円の壁」が
「160万円の壁」に変わりました！

■ p 211 5～6行目

合計所得金額が 58万円（給与収入 123万円）以下の人をいう。配偶者の合計所得金額が 58万円超 133万円以下（給与収入 123万円超 201.6万円以下）で…

p 211 20～25行目

「税金（所得税）の壁」には、2025年から改正され新しくなった 160万円の壁がある。これは、給与所得控除 65万円と基礎控除 95万円を合計した 160万円を指す。2025年から、給与所得控除額の最低額と基礎控除の額が引き上げられたため、103万円ではなく 160万円となった。収入が 160万円までであれば、所得税は課税されない。これを「160万円の壁」と呼んでいる。

■ p 212 図表中の最下段

給与所得控除	65万円（最低）
基礎控除	<u>95</u> 万円（合計所得金額 <u>132</u> 万円以下）

■ p 213 10行目～15行

給与所得控除、基礎控除が改正され 103万円から 160万円の壁に！

2025年から、給与所得控除の最低保証額が 55万円から 65万円に引き上げられ、基礎控除の控除額が 48万円から 95万円（合計所得金額が 132万円以下の個人の場合）へと 47万円引き上げられた。その両方の対象となる者は、控除額を合わせてプラス 57万円となり、今までの 103万円の壁から 160万円の壁になった。

以上